

犬山市ジェンダー平等審議会について

地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関

(参考)

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○設置目的

ジェンダー平等に関する社会情勢が刻一刻と変化するなか、有識者の皆様と共に「多様性を認め合う犬山づくり」を目指し、誰もが安心していきいきと暮らすことを可能とするジェンダー平等推進施策を検討するため。

※犬山市でいうジェンダー平等は、「男女共同参画社会基本法」及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」における考え方を含みます。

○審議事項

- ① 現行の犬山市男女共同参画推進指針（指針期間：2018年（平成30年）から2027年（令和9年）まで）（以下「指針」という。）の指針期間終了後の方向性について
- ② 現行の指針期間終了後の新指針等の策定について

○スケジュールについて

回数：3回/年度 ※1回あたり2時間を予定
場所：犬山市役所内会議室

○委員構成

（資料2「犬山市ジェンダー平等審議会 委員名簿（令和7年3月19日現在）」を参照）